

令和5年流山市教育委員会議第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年2月9日(木曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時10分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 委 員 山本 正子
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 宮本 信一
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 南 暁男
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 山田 大輔 |
| | | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

8 議案等

- | | | |
|-----|----|--|
| 議案第 | 4号 | 令和5年度教育費予算案について |
| 議案第 | 5号 | 令和4年度教育費補正予算案について |
| 議案第 | 6号 | 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について |
| 議案第 | 7号 | 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について |
| 議案第 | 8号 | 流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の原案について |
| 議案第 | 9号 | 流山市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の制定について |
| 協議 | イ | 教育財産の目的外使用について（流山市立新川小学校） |
| 協議 | ウ | 教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎） |

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

- | | |
|-------|--|
| 田中教育長 | <p>ただいまから、令和5年流山市教育委員会議第2回定例会を開会します。</p> <p>まず、令和5年流山市教育委員会議第1回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。</p> <p style="text-align: center;">（一部修正の指摘あり）</p> |
| 田中教育長 | <p>一部修正の上、承認ということにします。</p> <p>これより議事に入りますが、議案第4号「令和5年度教育費予算案について」、議案第5号「令和4年度教育費補正予算案について」、議案第6号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第7号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第8号「流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件</p> |

を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第9号「流山市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市いじめ防止対策推進条例の改正に伴い、流山市いじめ問題対策連絡協議会及び流山市いじめ対策調査会に関し必要な事項を定める旨の説明)

今般の規則制定は、流山市いじめ防止対策推進条例の一部改正に伴う、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対策調査会の組織及び運営について明確にするための制定になります。規則の詳細につきましては、いじめ防止相談対策室長から御説明いたします。

いじめ防止相談対策室長

流山市いじめ防止対策推進条例の一部改正に伴い、条例にこれまで定めていた会長及び副会長の選任職務や、会の開催、議決方法などの、いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する事項について、今後も迅速かつ柔軟な改正等が必要になる可能性が高いことから、条例から当該事項を削除し、新たに教育委員会規則で定めることとしました。さらに本規則の第7条には、いじめ対策調査会における部会について規定することで、複数のいじめ重大事態案件の調査・審議を同時に進めなければならない場合などに、通常の調査会単体では調査・審議等を行うことが困難な状況において、複数の部会を設置することで、より柔軟な組織編制が可能となるよう規定を定めております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議イ「教育財産の目的外使用について（流山市立新川小学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 (KDDI株式会社技術統括本部ネットワーク技術本部ネットワーク開通部長 高橋 英司 から流山市立新川小学校の敷地の一部に共架電線を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

こちらについては、KDDI株式会社から、流山市立新川小学校の敷地の一部に共架電線65メートルを設置するため、使用したいという要望を受けたことによる使用許可です。目的は電気通信事業の用に供する電気通信設備設置のため、使用料は流山市占用料条例別表に準じ、119円となります。使用許可期間は許可日から令和5年3月31日までとします。4月以降については1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議イは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議イは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議ウ「教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 (流山市長 井崎 義治 から東洋学園大学旧校舎の一部に防犯灯を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

内容は、東洋学園大学旧校舎の敷地の一部に防犯灯5基を設置するというものです。こちらは流山市市民生活部コミュニティ課から、地域の安全管理のために防犯灯を設置したいという申出があったことによる許可となっております。使用料につきましては、条例に基づき免除をする方向で考えております。許可期間は許可日の翌日から令和5年3月31日までとしております。4月以降については1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議ウは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議ウは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。指導課からお願いします。

指導課長 (市長表彰について報告)

生涯学習課長 (流山市民音楽祭の開催結果について報告)

図書館長 (令和3年度流山市立図書館年報の配布について)

田中教育長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

羽中田委員 図書館年報について、廃棄図書についても書かれているのですが、購入した分と同じ程度廃棄しているのでしょうか。

図書館長

収蔵能力は限られていますので、利用頻度などを考慮し、また時代とともに対応できなくなっている資料等もありますので、専門の司書が随時判断しながら毎月廃棄は行っています。各地域図書館、分館にも中央図書館の職員が行き、廃棄する図書を選定しています。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

(傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第4号「令和5年度教育費予算案について」

教育総務部次長、学校教育部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(意見) とても分かりやすい説明で、教育費が流山市全体でかなり高い割合で占められているということがよく分かった。ただ、新設の小学校や中学校の移転にかかる部分がかかなり多いと思うが、新設の小中学校に対してかけるお金はもちろん必要なのだが、既存の小中学校に対しても手厚くできる限りの支援をお願いしたい。いろいろな方からお話を聞くと、新しい学校はとても良いが、今まである歴史を重ねてきた学校が十分な状況になっていないところも多い、という話も耳に入ってきたので、もちろん限界もあるがよろしくをお願いしたい。

議案第5号「令和4年度教育費補正予算案について」

教育総務部次長、学校教育部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第6号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第7号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第8号「流山市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の原案について」

学校教育部長、いじめ防止相談対策室長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

田中教育長

次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いいたします。

いじめ防止相

(いじめ重大事態の経過報告について)

談対策室長

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和5年流山市教育委員会議第2回定例会を終了します。

(閉会 午前11時10分)